

建技第471号
平成30年3月20日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について（通知）

のことについて、『「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）』（平成24年3月 富山県土木部）により実施しているところですが、このたび『「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（国土交通省）』（以下、「要領」という）に準拠することとしましたので、下記に留意の上、非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理（以下「本手法」という。）を実施されたい。

なお、「非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について（通知）」（平成24年3月2日付け建技71号、検第3号）は廃止する。

記

第1 対象構造物の範囲

対象構造物は、新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部・橋梁下部及び内空断面25m²以上のボックスカルバートとする。（工場製作のプレキャスト製品については、全ての工種において対象外）

第2 適用

平成30年4月1日以降に作成する設計書から適用することとする。

なお、既に作成された設計書についても、受発注者協議のうえ、適用できるものとする。

第3 発注者及び受注者が実施すべき事項

本手法は、要領に基づき実施するものとする。

その際、発注者及び受注者が実施すべき事項は以下のとおりとする。

1. 受注者による施工管理

受注者は、要領に基づき、日常の施工管理を実施する。

また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載して提出するとともに、測定結果については、測定結果報告書を作成し、測定後隨時提出する。（「要領3.4 測定に関する資料の提出等」参照）

2. 監督員による立会

監督員は、受注者が行う非破壊試験に対し、1工事につき1回以上立会するとともに、任意の位置を選定(1箇所以上)し、施工者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認する。

3. 検査員による検査

検査員は、完成検査時に全ての測定結果報告書を確認する。(中間検査時は、出来る限りの測定結果の提示を受けることとする。)

完成検査・中間検査において、非破壊試験の実地検査は実施しない。

第4 試験に要する費用

試験に要する費用は、共通仮設費率に含まれるため計上しないものとする。

第5 特記仕様書による明示

対象構造物を施工する工事については、特記仕様書に以下のとおり明示することとする。

(明示例)

第〇〇条 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶりの測定について

1 本工事は、非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶりの測定対象工事である。

2 非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、『「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(平成24年3月 国土交通省)』(以下、「要領」という。)に従い、行うものとする。

3 受注者は、要領に基づき、日常の施工管理を実施するものとする。

測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載して提出するとともに、測定結果については、測定結果報告書を作成し、測定後隨時提出する。

4 受注者は、非破壊試験を行う場合には、1工事につき1回以上監督員の立会を受けるとともに、監督員が選定(1箇所以上)した任意の位置で非破壊試験を実施し、測定結果報告書の確認を受けるものとする。

5 受注者は、完成検査時に、検査員に全ての測定結果報告書の確認を受けるものとする。

中間検査時は、出来る限りの測定結果報告書を検査員に提示するものとする。

なお、検査員による非破壊試験の実地検査は不要とする。

第6 その他

発注者及び受注者は、本手法の趣旨及び非破壊試験の実施手法を十分に理解しつつ、本手法の円滑な実施に努めるものとする。

事務担当
建設技術企画課技術指導係